

狛江市立小・中学校における臨時休業期間の延長について

狛江市では、東京都及び本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえるとともに、国による「緊急事態宣言」及び東京都による「緊急事態措置」の発出を受け、4月6日（月）から5月6日（水）までを臨時休業期間として設定し、児童・生徒の安全を第一に考える対応を継続してきました。

しかしながら、現時点においても全国及び東京都の感染状況は減少傾向に転じているか明確には示されていない状況にあります。また、国による緊急事態宣言の継続については、大型連休中に判断されるとの報道がされており、東京都教育委員会では、5月7日以降の学校の対応について、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえる必要があることから、5月7日及び8日について、都立学校の児童・生徒を登校させない日とすることとしました。

本市としましても、児童・生徒の安全を最優先とすること、5月7日は大型連休の翌日であり、保護者の皆様への十分な周知を行うことが難しい状況であること、児童・生徒や保護者の皆様が安心して学校再開に向けた段階的な準備ができるようにすることを目的として、下記のとおり5月7日（木）、8日（金）に加え、5月10日（日）まで臨時休業期間の延長を行います。なお、5月11日（月）以降の学校再開等につきましては、今後の国や東京都の動向を踏まえて判断をしてまいります。

記

1 臨時休業期間（延長）

令和2年5月7日（木）から5月10日（日）まで

2 5月11日（月）以降の学校再開について

現段階では未定であり、今後、連絡を行う。

3 その他

5月11日（月）以降も学校臨時休業が延長される場合は、学習課題等の配布や今後の連絡等を行う必要があることから、5月12日（火）から5月15日（金）の間で、各学校ごとに分散した登校を行うことを検討している。（児童・生徒一人あたり1回の登校）

※例 学年等を限定した上で、時間帯を設定し登校する。

※やむを得ず児童・生徒が登校できない場合も、欠席扱いとはならない。

（登校できない場合は、学校へ連絡を入れてください。）